

會學濟經學大國帝都京

經濟論叢

號五第卷八十五第

叢
報

資本稀少税を中心として……………高田保馬

ヒックスの利子理論……………青山秀夫

效用漸減の法則と其系に就いて……………有井治

マーシャルの消費者餘剰に就いて……………嶋津亮二

アンシアン・レジームの農業構造……………河野健二

日清戦後經營と農商工高等會議……………堀江保藏

青盛和雄著「人口學研究」を読む……………山岡亮一

行發月五年九十和昭

アンシアン・レジームの農業構造

——イギリスとの比較——

河 野 健 二

一 序

さきにわたしは「アンシアン・レジームの經濟段階」と題する小稿¹⁾において、アンシアン・レジームの時代に
おけるフランスの工業生産の形態がいかなる段階に屬するものであるかを問題としたのであるが、その際これに
關する代表的な見解としてアンリ・オーゼとアンリ・セーの二つの學說を擧げつゝその異同を明かにし、かくし
てアンリ・セーの所說に組みすべき多くの理由を見出したのである。本稿においては、したがつて専らアンリ・
セーの見解に従ひつゝ、アンシアン・レジームの農業構造を問題としたいと思ふ。これによつてアンシアン・レ
ジームの經濟構造を全體として究明することがわたしの意圖するところである。そのために先づ本稿では十七・
八世紀におけるフランス農業の特質を概観しこれを同時代におけるその他のヨーロッパ諸國とくにイギリスの農
業と比較することによつて、さらにその特質を明確にしたいと考へる。なほフランス農業のさらに詳細な解明を
行ひ、それとフランス農村工業との聯關を究明することは本稿につゞいて果される豫定である。

二 フランス農業の特質

フランス農業の特質を究めるに先立つて、まづアンシアン・レジームの經濟全體について總括的な見通しを得ておく必要があるが、セーによれば革命前夜のフランスにおいて、優越的な役割を演じたものは、常に土地所有權 (la propriété foncière) であり²⁾、商工業の比重はまだ大したものではないと見られる。商工業の著しい發展が十八世紀に入つてそれも特に後半の五十年間において見られるのは事實であるが、しかし『十八世紀末において、フランスは依然として本質的に農業國である』といふ事態には變化なく、工業においてはコルボラティブな勞働組織をもつ小手工業が、革命に至るまで支配しつゞける。たゞ、その間において顯著な變化として注目されるのは、商業發展の結果として商業資本による工業生産の支配が次第に進行することであり、それは特に農村家内工業 (l'industrie rurale et domestique) の擴大普及といふ事實によつて示される。そしてこの農村家内工業が『後の世紀の資本主義的大工業への途をひらくにいたる』のである。他方、都市においても同様の變化が現はれ、都市の手工業者は次第に商人に對する經濟的隷屬を高めつゝ、かくして問屋商人たる négocians と手工業職人たる artisans との懸隔ならびに對立が一般的となるが、しかしながら未だその對立を過大評價してはならないことは、『一七八九年において起つた社會問題は、勞働者問題 (question ouvrière) ではなくして農民問題 (question paysanne) である』といふセーの言葉が示してゐるところである。

アンシアン・レジームの經濟において常に支配的な地位にあつたものは、したがつて農業であつたと見られねばならないが、ところで『常に優越的な役割を演じた』この土地所有權は、それでは何人によつて所有され、また行使されてゐたのであらうか。『領主制度は存続する、しかし、事實上、保有地 (seigneurie) の形式の下において、農民的所有權は強力に確立されてをり、したがつてこの制度 (領主制度) を廢止さへすれば、その完全な獨立

2) Henri Sée; Histoire économique de la France. (Le moyen âge et l'ancien régime) 1939. p. 395.

3) Sée; L'évolution commerciale et industrielle de la France sous l'ancien régime. 1925. p. 270.

を齎らしうる』といふ状態にあつた。すなはちフランスにおいては、封建的な土地保有農民の地位が確定し、保有権は所有権にまで轉成し、しかもそれが鞏固に存続する。このやうな農民的土地所有の確立こそは、フランス農業社會の著しい特色であるが、それではなぜ特にフランスにおいて農民的土地所有の確立が見られるのであらうか。その理由はどこに求められるのであらうか。セーに隨へば、それは一見逆説的ではあるが、フランスにおける領主制度の存続といふことによつて説明される。『フランスにおいて、農民的所有権の存続を有利ならしめたものとして、領主制度の維持が與つて力あるものと考へられ得られる』。なぜならフランスの領主にとつては自領の直接經營を行ふよりは、農民の土地保有をそのまゝ認めて、もつばら領主権からの收入に依存するほうが収益が多いといふ事情が存したからであり、その故に領主は農民の土地保有を全體として維持することを圖つたために、このことが延いては農民的所有権の確立に貢獻することゝなつたと説かれるのである。かくして『フランスにおいて、農民保有地が海峽の彼方（イギリス）におけるよりも遙かに安定してゐた理由の一つは疑ひもなく此處に存する』ものと見られる。ところで農民的所有権がこのやうに確立され得たことは、實質的にはともかく少くとも形式上は領主制度が維持されてゐたことに基因するものと考へられるが、しかし反面そのことは領主制度が形式化し、領主の権力をもつてしては農民的土地保有を左右し得ないやうに成つてきたことを意味してゐる。このことはフランスの貴族階級は、なるほど特權は得てゐたけれども、しかしイギリスの土地貴族がもつたやうな絶大な政治権力とはなかつたし、領主裁判權について見ても事態は變らないことによつて知ることが出来る。しかし王權については、フランスとイギリスとは、こんどは逆の關係が成立する。すなはちフランスにおいて王權は周知のやうにアブソリュートな権力を振つたが、イギリスでは早くも十七世紀に革命を経験するとい

4) Sée; Ibid., p. 369.

5) Sée; Ibid., p. 370.

6) Sée; Histoire économique..... p. 395.

ふ關係がこれである。結局、フランスとイギリスのちがひは、領主権力の強弱といふことに成るのであるが、そこで問題は前に戻つて、それではなぜフランスの領主は強大な勢力をもち得なかつたのであらうか。セーによれば、それはフランスの農業が資本主義の影響を蒙ることが極めて緩慢であつたことによつて説明される。彼の例示するところに随へば、羊毛工業もイギリスほどの發達を見ず、海上貿易においてもイギリスには匹敵し得ない有様であつたからであり、したがつてフランスにおいては『イギリスにおいて耕作を牧畜に變更せしめたのと同様の理由が存しなかつた』⁷⁾し、農民の側から言つても輸出のための農業生産は少しも行はれなかつたからである。つまりは、フランスの農業が中世的な姿のまゝに停滯してゐて、それを打ち破るやうな刺激が内部にも外部にも現はれて來なかつたことがその原因であつたと見られるであらう。このやうにして領主の農業に對する關心は著しく稀薄であり、もちろん農地の集中などを考慮することはなく、『農業經營は完全に農民の手中に在り』、したがつて『農業生産はほとんど不動』の状態に停滯する。農業が個々の農民の手にまつたく委ねられてゐることとは、そのまゝ土地所有權の細分といふことに對應するわけであり、フランス獨得の鞏固な中小の自營農民がこゝに出現するわけである。これらの農民によつて形成される村落生活においては、古來からの共同的な性格が例へば共同牧場とか共同利用權とかの形で強く殘存したばかりでなく、まさにそれを維持することが農民生活を作りたゝしめてゐたわけであり、かくしてアーサー・ヤングをして嘆ぜしめたやうに、このことがまた農業の進歩を阻害する契機となりフランス農業の停滯を結果したのである。

以上の諸事情、一言にしていふならば領主制度の存続と農民的土地所有の確立と農業生産の停滯、これらがアンシャン・レジーム下のフランス農業を特色づけるものであつたと見られる。とはいふものゝ、このことは革命

7) Sée; Ibid., p. 396.

前のフランス農業において少しも發展の傾向が見られないといふ譯のものではない。マルク・ブロック⁸⁾が示してゐるやうに當時の全ヨーロッパ的現象に他ならなかつた地代の減價 (*la dépréciation des rentes*) に基因してフランスにおいても齊しく領主またはブルジョワによる土地の集中すなはち大土地所有制が發展し、農村の共同性が破壊され、かくして十八世紀に入るやフィジオクラートの理論に見られるやうな農業個人主義 (*l'individualisme agricole*) あるひは農業革命の萌芽を生むに至つたのであるが、しかしながらかゝる圍込み運動も、その結果において見れば單にその大部分が牧場地にのみ限られてゐたし、耕作方法そのものには何等の影響を與へるところがなかつたと言はれる。小土地所有制は、このやうにして依然として存続し、ブロック自身の言葉を借りれば、今日においてすら『フランスは土地が多くの人々によつて所有されてゐる國民である』¹⁰⁾と言はれる所以である。かくして、われわれはアンリ・セーとともにアンシアン・レジームにおいて農業革命は存在しないと考へねばならないし、そして其處にこそフランス農業の特質が横はるものと見なければならぬ。

三 農業の西歐型と東歐型

フランス農業の特質を概括的に右のやうに把へたのであるが、つゞいてわれわれはこのフランス農業を全ヨーロッパといふ視野のなかに投じ、特にイギリスのそれとの比較を行ひ、もつてフランス農業の性格をさらに一層ふかく究めたいと思ふ。もちろん、こゝでもアンリ・セーの業績が主として参考とされるが、同時にこれによつてわれわれは卓越した彼の比較經濟史學の一端に觸れることが出来るわけである。

農業制度の上から見て、十八・九世紀のヨーロッパはエルベ河を境として西歐型と東歐型とに區別される。フ

8) Marc Bloch; *Les caractères originaux de l'histoire rurale française*. 1931.

9) Marc Bloch; *Ibid.*, p. 236.

10) Bloch; *Ibid.*, p. 250.

ランスは西歐型農業の典型をなすものであり、その著しい特徴は、農民が身分的に解放されたことと彼等が土地の所有者に成るといふことの二點に存する¹⁾。かうした西歐型農業はエルベ河を越えて東方に移行するにつれて次第に壓制的な姿をとるやうになり、プロシヤにおいては西歐と東歐との中間型を成立せしめるが、バルト海沿岸諸國、オーストリアを経てロシヤに入るに及んで最も苛酷な隸農制が見られるに至り、かくしてこれらの地域一帯の農業は西歐型とはまったく對蹠的な東歐型農業として一括することが出来る。東歐型農業に共通する基本的な特徴はと言へば、貴族の大領地制の成立と貴族による農業經營の進行と、これに關聯するところの隸農制の存続乃至は強化がこれであり²⁾、つまりは封建領主が隸農制を再組織することによつて直接的な大經營に移行したといふ事態がこれである。この點はフランスの領主がもつばら領主的な物的收入のみによつて生活し、従つてその結果として農民の人格的な解放が行はれるとともに農民の土地保有が所有權化し、かくして中小の自營農民を多數に創り出したことと比べて著しい相違であると言はねばならない。

さて西歐型と東歐型を右のやうに區別するとき、次にはイギリスの農業はいづれに屬すると見られるであらうか。イギリスにおいてもひとしく貴族所有地の集中があり且つ大經營への移行が見られるから、この限りでは東歐型に類似するわけである。しかしながら注意すべき點はかゝる外觀ではなくしてかゝる農業制度の基底そのものである。すなはちイギリス農業は隸農制から完全に解放されてゐる點において東歐型農業と決定的に相違してゐる。イギリス農民は人格的に完全自由を獲得してをり、したがつて其處には自由な土地所有關係が発生してゐるからである。この結果として同じく大經營ではあるが、東歐のそれが隸農を對象として成立したのに對して、イギリスにおいては自由な賃銀勞働者が使用されるし、更にまた東歐における領主の直接經營とは異なつて

1) Henri Sée; Esquisse d'une histoire du régime agraire en Europe aux XVIII^e et XIX^e siècles. 1921. p. 265.

2) Sée; Ibid., p. 266, et suiv.

farmer への委託經營が行はれる點においても兩者は著しく相違する。³⁾

このやうに見てくるとイギリス農業は、その基本的な性格においては東歐型を離れてむしろ西歐型に接近するものと言ふことが出来る。隸農制について見れば、イギリスはフランスと齊しく否フランスよりも更に急速にその撤廢が行はれ、貢納は金納化し、中世末期よりも以前においてすでに多數の自由土地保有農(freeholders)が存在する。すなはち農業構造の根本においてはイギリス、フランスともに事情は同一である。もちろんその後の發展をも含めて考へれば、その間に若干の重要な差違が存することについては後述するが、いづれにせよ農業體制の發展が農民に人格上の自由を與へる方向に進んだことに變りはない。しかしイギリスとフランスの相違は、その後の發展においてはじめて決定的となる。前述のやうに中世において、ブロックによれば十三世紀においては、イギリスとフランスの農業を區別する決定的なモメントは存在せず、いづれにおいても領主の直營地は次第に保有農に分與され、勞働賦役は姿を消して領主は單なる地代取得者に轉化する。このことは農民の側から言へば、すなはち隸農制からの解放が行はれたことに他ならない。しかしながら、マックス・ウェーバーも認めてゐるやうに、この莊園制度の崩壞はイギリスとフランスでは全く相異なる結果を招來した。⁴⁾ イギリスにおいては、農民は自由を獲得したけれども、その代りに土地所有を失つたのであるが、フランスにおいては、農民は自由と土地のいづれをも獲得することゝなつたからである。ひとしく自由な土地所有關係とはいふものの、一方では土地が領主に歸屬し、他方では農民に歸屬するといふ相違が生じたわけである。十八・九世紀に到ると、この差違はさらに明白となり、イギリスでは土地の集中が行はれ、農業勞働者が發生し、さらに農業大經營が出現するのに反して、フランスでは土地は集中されず、農民的土地所有はかへつて鞏固となり、中小農民による傳統的な農業經營

3) Sée; Ibid., p. 102.

4) Bloch; Ibid., p. 132.

5) Max Weber; General Economic History. 1927. p. 92.

がながく存続することとなる。このやうにしてイギリスは西歐型農業とは又まったく異なる農業體制を展開したのであり、したがつて『イギリスは農業制度のまったくオリジナルな型を提供する』⁶⁾ものと言はねばならない。しかしながら、イギリスとフランスはその發展の端緒において齊しい性格をもつものであつた。したがつてフランス農業は、その發展の經過をイギリスと比較する場合にはじめて、その特質をさらに明確にし得る筈である。われわれが比較の對象として、特にイギリスを問題とする所以もまた此處に在るわけである。ところで、中世以來の發展の經過においてイギリスをフランスから區別するに至つた重要な契機として、かの圍込運動を擧げうることは何人にも異存のないところであらう。したがつて次には圍込運動とそれによつて形成されるイギリス農業の特質とを見ておかう。

四 イギリス型農業の形成

まづ圍込運動の開始以前におけるイギリス農業の状態であるが、セーによれば、この時期においては農民保有地は安定し、土地の共同利用が行はれ、耕作は主として三圃法により、開放耕地 (openfield) および共同利用地 (common land) の制度を存続せしめ、村落内の自治制度によつてその共同性を維持してゐた。⁷⁾しかし農民保有地はフランスにおけるほど確立してゐたわけではなく、領主に對する關係は安定を缺き、その結果として土地を失つて小屋住百姓 (cottagers) となり、あるひは農業勞働者 (labourers) に轉落するものが次第に増加する傾向があり、且つまたこれに照應して土地貴族のうちには土地を集中して有利な農業經營を計畫する者も現はれつゝあつた。⁸⁾しかしながらイギリス農業を全體として眺めるならば、個々の變化はありながらも、その特徴は農村の共同的性

6) Sée; Ibid., p. 266.

7) Sée; Ibid., pp. 83 et suiv.

8) Sée; Ibid., p. 82.

格が強く浸透してゐる點にあり、かくして農村は一般になほ安定的な自足的な生活を営みつゝあつたと見られなければならない。

右のやうな安定的な農村の状態は、第一次・第二次と打ち續いた圍込運動によつて根柢から覆へされる。第一次の圍込運動は十五世紀の末から十六世紀にかけて、詳しく言へば一四七〇年から一五三〇年にいたる間に進行したものであるが、この運動の起點となつたものは『大領主たちがしばしば暴力をもつて共同利用地を分割したり、自己に有利なやうに土地の再分割を行ふことによつて、自らの資産を殖やさうとした』⁹⁾ことがこれである。

圍込運動によつて耕地の牧場への轉換、小作地の減少、農村の人口減退がひき起されるにいたり、早くも十六世紀の初頭からこれに對する烈しい批難が加へられたことは、例へばトマス・モアの「ユートピア」においても見られるところであるが、一方、王權もまたこの運動を阻止せんとして、いくたびか條例を公布して圍込を禁止するところがあつたが、いかんとも爲し得なかつた。しかしながらかかる運動は一五三〇年を境界として下火となり、十六世紀の後半に入ると更に緩慢となつて大した理由も分らぬまゝに不意に終熄してしまふ。これがいはゆる第一次の圍込運動であるが、この運動において注意すべきは、『領主は自己の土地を擴大することよりも、むしろ自己の利益を増加せしめることのはうを強く考へてゐる』ことであり、『多くの世襲的保有地が小作地に變更せしめられたのも亦この時期であつた』といふことである。したがつて十七世紀および十八世紀の初頭においてすら約三分の一あるひは二分の一といふ多くの土地が、圍込まれないで残存する¹⁰⁾し、また『自營農民の尠大な階級が依然として存在』¹⁰⁾してをり、これらのヨーマンがクロンウエルの治下で果した役割については人の知るところであらう。

9) Sée; Ibid., p. 86.

10) Sée; Ibid., p. 87.

圍込運動は十八世紀においてふたたび復活して、いはゆる第二次圍込運動となるが、セーによれば大體それは一七三〇年に始まり、一七六〇年以後活潑となり、さらに十八世紀の末から十九世紀の始にかけて一層はげしくなり、そのうち一八一五年以後とくに一八四五年以後にいたつて漸く緩慢となるものと見られる。¹¹⁾第二次の圍込運動がなぜ起つたかについて、その主なる原因をイギリスにおける工業發展に求める見解が多いのであるが、セーはこれに反對して次のやうに説く。すなはち『ひとは屢々この第二次の圍込の發展が工業の進歩を主なる原因として起つたと主張してゐる。しかし、圍込の復活は工業の飛躍に先立つものであり、後者は十八世紀の末および十九世紀の初期において單に前者を促進する効果をもち得たにすぎない』¹²⁾。しからば第二次圍込運動の原因は何であるかといへば『その本質的原因の一つは農業の進歩にあると考へられる』¹²⁾。すなはちセーによれば、第二次の圍込運動は十八世紀において特に盛んとなつた近代的農業理論の提唱とその適用による農業の技術的向上とに起點をおくものと考へられる。かゝる農業技術の向上が、自己の収入の増加を念願する土地貴族の要求と結びつくことによつて、はじめて第二次の運動が展開されたものと見られるわけである。農業技術の向上は、排水・施肥・土地改良等から休田制の廢止・家畜飼養・人工牧場の創設等にまで進み、十八世紀後半においては沼澤地の開墾・道路や運河の創設・交通機關の建設などが著しく促進される。かうした技術的向上によつて未開地が開墾されるやうになると、このことは從來それを入會地とすることによつて成立してゐた保有農の生活を脅かすこととなり、また技術向上の必要から從來分散的であつた耕地を集中して大經營に移行することがまた農民を土地から追放することとなる。もちろん最初は領主も新しい農業方法を農村の共同性を阻害しないやうな形で採用したのではあるが、しかし結局はゼントルマンの勢力が全能であつたことも關聯して、農民の犠牲において土地

11) Séc; Ibid., p. 94.

12) Séc; Ibid., p. 88.

の集中が實現して行つたものと見られる。¹³⁾ しかしながら、圍込運動がすべての場合において常に農民側に不利であつたと言ふことは出来ない。なぜなら、圍込みには二つの種類を區別せねばならず、その一つは未開地の圍込みであり、他は耕地の圍込みであつて、後者の場合にのみ農村社會の破壊が直接に行はれたに過ぎないからである。前者の未開地が圍込まれた場合には、それは從來耕作されなかつた土地を新たに収益化することとなり、かくして耕作に使用される農民數をかへつて増加せしめる結果となつたため、農民側からの反對もまた極めて少かつたのである。圍込運動はイングランドの北部および西部地方において、最も早くから起つたのであるが、それは未開地の耕地化を内容としてゐたものであることを注意しておく必要がある。¹⁴⁾

さて、かゝる圍込運動はいかなる影響をイギリス農業に與へることになつたであらうか。われわれにとつて重要な問題はこの點にあるが、セーはこれを次のやうに要約してゐる。まづ第一は土地所有權が大領主のもとに集中せられたことである。土地はそれが共同利用地であらうと未開地であらうと或は耕地そのものであらうと、いづれにせよそれが圍込まれた限り、領主の所有地は増大し、農民の所有地が減少したことは言ふまでもない。『土地の再分割がいかなる形式で行はれたにせよ、常にそれは大領主の利益のために農民の犠牲において行はれ、農民は與へられた運命に忍従するよりほかはなかつた』¹⁵⁾ からである。第二の結果は農業經營そのものの變化である。第二次の運動においても、その最初の段階では共同利用地および未開地の圍込みが行はれたことは前述したが、その場合には特に Devonshire に見られるやうに多數の小保有地および所有地を創り出し、從來の牧地が耕地に轉換せしめられたわけである。しかしながら耕地の圍込みが行はれた次の段階においては、言ふまでもなく結果は逆である。この場合には耕地が牧場に轉換せしめられる。圍込運動には『したがつて相反する二つの運動

13) Sée; Ibid., pp. 91 et suiv.

14) Sée; Ibid., pp. 93 et suiv.

15) Sée; Ibid., p. 96.

が認められる』わけであり、『北部では未開地の開墾が行はれ、南部では耕地が牧場に代へられた』ことを知つておかねばならない。しかし運動の熾烈さからいへば、勿論、後者の耕地の牧場化のほうが大であり、それがイギリス農業に與へた影響もまたとくに後者において著しい。¹⁷⁾それは次の諸點である。

耕地の牧場化に伴つてイギリスの穀物生産が減少し、穀物不足を來したことは言ふまでもないが、そのほかに家畜飼育は耕作よりも少量の勞働力で足りるが故に、これに原因して、近代農業理論が教ふところの大經營、大小作地制の利益が前面に現はれてくる。大經營の成立は農民を土地から追立てることを意味し、『かくして多數の所有地のみならず、また多數の小作地の消滅が説明される』わけである。小作人階級は消滅して、その一部は大フアーマーとなり、他は轉落して土地から追放されざるを得ない。他方、農業勞働者たる *Cottagers* もまた深刻な打撃をうけて窮乏した。なぜなら『一、彼等の大部分はもはや農業勞働者として傭はれ得なくなつたからであり、二、彼等が暖房用の薪をとつたり、家畜を放牧したりして暮してゐた共同地から追放されたからである』¹⁸⁾かくして圍込みによつて貧民が増大し、彼等の都市への流入となり、農村の人口減少を招來したが、あたかも彼等を待ち受けてゐたものが都市における産業革命の開始であつた。と同時に都市における工業發展は、都市人口の激増となり農産物への需要を高めたが、このことは又もや地代を引上げることゝなつて地主に有利に作用し、圍込運動と農村の人口減少をふたゝび促進するといふ循環的な結果を生んだのである。¹⁹⁾なほ、都市における工業集中と大工業の發展とは、さらに直接的な影響を農村に及ぼした。それによつて農業勞働者の副次的收入源であつた農村家内工業が破壊せられたからである。²⁰⁾かくしてイギリス農村はまつたくその相貌を一變することゝなり、こゝに全くオリジナルなイギリス型農業が成立するに至つたわけである。

17) Sée; Ibid., p. 97.

18) Sée; Ibid., p. 98.

19) Sée; Ibid., p. 101.

20) Sée; Ibid., p. 102.

五 結 び

以上によつて、われわれはイギリス型農業の成立が圍込運動にもとづくものであることを知り得た。そして特にフランスをイギリスから區別する契機として圍込運動の存在を重視しなければならぬ所以をも知ることが出来た。なぜならフランスとイギリスとはその出發點において質的に相齊しいものであつたからである。しかし一概に圍込運動とはいつても、その間に第一次と第二次との區別はもちろんであるが、第二次の運動においても北部型と南部型との區別が存すること、そしてイギリス型農業の形成はとくに南部型の圍込運動が貫徹されたこと、關聯してゐることなどを、セーの分析を述べることによつて教へられたわけである。したがつて、セーの見解を承認するかぎり、イギリスとフランスの本質的な差異は、この南部型の圍込運動を経験するかしないかによつて生じたものであると結論することが出来るであらう。なぜなら、その理由の一つは第一次型および北部型の圍込運動は大經營および農民の土地からの追放を必然化しなかつたからであり、第二にはフランスにおいても例へばブロックによつて明にされたやうに、土地の再分割あるひは未開地および共同利用地の圍込みについては、少くとも北部フランスにおいてはかなり顯著にこれを見ることが出来るからである。¹⁾したがつて次の問題は、なぜフランスにおいてこの南部型の圍込運動すなはちそれによる農民の土地からの追放が實現されなかつたかを問ふことでなければならぬ。なぜなら、この圍込運動を経験することによつてイギリスの『農業制度の發展は、フランスのそれと正反對になつた』からであり、フランスにおける『細分化とは反對に農地の集中を招來し』、『フランスにおけると同じく農民は自由な地位にはあつたけれども、しかし彼は一步一步すべての土地を喪失して勞働者の状態まで引下ろされた』²⁾といふ著しい相違がそこに齎られたからである。そのために、われわれはフランス農業そのものの構造をまづ歴史的に究めておくことが必要であると考へる。稿を改めてこの點を問題にしよう。

1) Bloch; Ibid., p. 225.

2) Sée; Ibid., p. 102.